

# 医療法人社団東方会おおやま病院訪問リハビリテーション運営規程

(趣旨)

第1条 医療法人社団東方会が開設するおおやま病院が実施する訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、主治医の指示に基づき、要支援状態又は要介護状態にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所は、要支援状態又は要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

- 2 訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要支援者及び要介護者を対象とする。
- 3 利用者の人権擁護、虐待防止など必要な体制整備を行うとともに、職員に対し研修を行う。
- 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供を行うものとする。

(名称及び所在地)

第4条 訪問リハビリテーション事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人社団東方会おおやま病院
- 2 所在地 富山県富山市花崎85番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
理学療法士	理学療法士	1以上		病院と兼務
作業療法士	作業療法士			
言語聴覚士	言語聴覚士			

(1) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

理学療法士等は、主治医の指示・訪問リハビリテーション計画に基づき機能訓練などのため居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービスを行う。

2 理学療法士等は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日。  
土曜日、祝祭日及び、盆休み（8月14日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時00分

3 サービス提供時間 午前9時から午後4時00分

4 営業時間外の電話受付や訪問中の場合はおおやま病院職員が対応する。

(事業の内容)

第7条 訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、要支援者及び要介護者の心身の機能の回復を図るため、居宅を訪問し基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図るための訓練及び必要な指導を行う。また、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載したリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。またリハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により情報を把握するものとする。

2 理学療法士等は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、富山市、中新川郡の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、法定自己負担割合の額とする。

2 第8条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

区分 (片道の距離)	交通費
3. 5km未満	600円
3. 5km以上4. 5km未満	700円
4. 5km以上5. 5km未満	800円
5. 5km以上6. 5km未満	900円
6. 5km以上7. 5km未満	1, 000円
以下1km増すごとに100円を加算 (消費税は別途)	

3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(サービスにあたっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の 双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。

3 事業者は、正当な理由なく訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。

4 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。

5 法定代理受領サービスに該当しない訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行致します。

(緊急時における対応方法)

第11条 訪問リハビリテーションの提供中に利用者の病状急変など緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連

絡を行うなど必要な処置を行う。

- 2 訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、関係する居宅介護支援事業者および市町村へ連絡するとともに、必要な措置を講ずる。またその記録を行うものとする。
- 3 訪問リハビリテーションの提供により賠償する事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (苦情処理)

第12条 指定訪問リハビリテーションの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、リハビリテーション部門に相談窓口をおき、必要な措置を行う。またその場合は、苦情の内容等を記録するものとする。

- 2 当院は、提供した指定訪問リハビリテーションに関し、市町村からの文章等の提出等の求に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それらに従い必要な改善を行うものとする。
- 3 当院は、指定訪問リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力し、指導や助言等を受けた場合は、それらに従い必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報の保護)

第13条 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 当院が得た利用者及びその家族に関する個人情報については、当院での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者又はその家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

#### (虐待防止)

第14条 当院は、利用者の権利擁護・虐待の発生又はその再発防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 院内で行われている虐待防止委員会に参加し、虐待防止のための対策を検討する。
- (2) 虐待防止のための指針は、院内で整備し設置する。
- (3) 院内で開催される虐待防止のための研修会に参加する。

当院は、サービス提供中に当該従事者または養護者（利用者の家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

#### (ハラスメント防止)

第15条 当院は、リハビリテーション職員などの就業環境と適切なサービスの提供を確保するために、各種ハラスメントを防止するために必要な措置を行う。

- 2 当院は、リハビリテーション職員などが利用者およびその家族などからハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者およびその家族などが事業所の勧告に従わない場合は、サービスの提供を制限・終了することが出来るものとする。

#### (身体拘束などの禁止)

第16条 当院は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体の保護をするため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとする。

- 2 当院は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。
- 3 当院は、身体拘束などの適正化を図るため、次にあげる措置を行う。
  - ① 身体拘束などの適正化のための対策を検討する委員会を院内に設置し定期的に開催するとともに、その結果

についてリハビリテーション職員などに周知を図る。

② 身体拘束適正化のための指針を整備する。

③ リハビリテーション職員等に対し院内で行われる身体拘束などの適正化のための研修に参加する。

(業務継続計画)

第17条 当院は、感染や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するため、非常時での早期業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を行う。

2 リハビリテーション職員などに対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修および訓練を定期的に実施する。

3 必要時に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を実施する。

(感染症の予防および蔓延防止)

第18条 当院は、感染症の予防および蔓延防止のため次の措置を行う。

① 病院に設置している感染対策委員会に毎月参加し対策を検討するとともにその結果をリハビリテーション職員に周知徹底を図る。

② 病院に設置している指針に基づき措置を行う。

③ リハビリテーション職員に対し院内で開催する年2回の研修および訓練に参加をする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1カ月以内

(2) 継続研修 年1回および諸制度改訂時や業務上必要な事例が生じたときに随時

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団東方会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

(第10条4項(業務継続計画)・6項(感染防止対策)、第11条(高齢者虐待防止)追加)

附 則

この規程は、令和6年9月25日から施行する。(表題一部削除追加、第3条(運営の方針)追加、第5条(従業者の職種、員数、及び職務内容)追加、第7条(事業の内容)追加、第10条(サービスにあたっての留意事項)一部削除、第11条(高齢者虐待防止)削除、第11条(緊急時における対応方法)追加、第12条(苦情処理)追加、第13条(個人情報の保護)追加、第14条(虐待防止)追加、第15条(ハラスメント防止)追加、第16条(身体拘束などの禁止)追加、第17条(業務継続計画)追加、第18条(感染症の予防および蔓延防止)追加、第19条(その他運営に関する留意事項)一部削除)